



2021年度 ジェトロ 中国ハイブリッド型キャラバン事業

参加案内書

申し込み締切：2021年5月24日(月) 17:00(日本時間)

※コンテンツ（IP）分野のみ 5/31（月） 17:00（日本時間）まで延長しました。

2021年5月

JETRO

はじめに

「JETRO 中国ハイブリッド型キャラバン事業」とは

昨年来、中国においては新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の抑え込みが図られる一方で、それまで抑制されていた消費が活発化する「リベンジ消費(報復性消費)」が見られるようになるなど、中国国内の消費は回復の軌道に戻りつつあります。

その一方、日中間の往来の規制が依然として続き、訪日観光客が殆ど無くなった状況の中で、これまでのインバウンド観光客による代購なども激減し、展示会参加に向けた渡航等も制限が続く中で、中国のバイヤーや消費者向けに新しい商品を如何にして売り込むかが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、JETRO ではオンラインまたは現地での現地法人又は代理店参加型の形式で中国のバイヤー向けに商品の売り込みを図る「中国ハイブリッド型キャラバン事業」を昨年度に引き続き事業内容をより充実させる形にて実施することとなりました。本事業では、各社の商品を紹介するカタログサイトを作成し、中国バイヤー向けの情報発信を行いバイヤーより寄せられた引合いに対してオンラインでの個別商談実施のアレンジを行うとともに、中国現地で開催される展示会等にあわせ商談会を実施します。中国市場向けに新規の販路開拓を図ることを希望される日本企業の皆様のご参加をお待ちしております。

日本貿易振興機構（JETRO） 海外市場開拓課

目次

事業概要	2
参加者募集内容	4
お申し込み方法	7
スケジュール	7
本事業ご参加に当たっての注意事項	9
キャンセルについて	10
お問い合わせ先	10
お役立ち情報	10
巻末資料：参加要領	12

■ 事業概要 :

企業募集開始 (5月)

- デザイン・日用品分野企業を対象に、募集を開始します。
※ご登録商品は、最大4品目とします。
※対象分野詳細は、「参加者募集内容」をご参照ください。
※従来の2020年度「ゼロ・オンラインキャラバン(中国)」事業に参加された企業で、
継続して参加を希望される方もお申込みください。
- キャラクターライセンス(IP)を保有する企業を対象に、募集を開始します。
※今年度より新規で対象とします。

カタログ掲載用動画 の確認

- お申込各社の情報を集めたオンラインカタログ作成にあたり、各社独自の掲載動画の提供をお願いします。
※昨年度はゼロに商品サンプルや広報素材を送付いただいた上で動画コンテンツを代理作成しましたが、今年度は各社既存の動画の利用または新規に自由作成いただく形とさせていただきます。なお、中国語翻訳(字幕)をご希望の企業は、その旨お知らせください。

オンラインカタログの 公開・広報PR (6月～通年)

- 作成したオンラインコンテンツはインターネット上に公開し、中国のバイヤー向けの広告配信など広く広報活動を行います。
- 中国SNSを活用した口コミ施策も実施します。
※「KOL(Key Opinion Leader)」配信コンテンツやKOC(Key Opinion Consumer = 口コミを発信する消費者)を通じたプロモーションを想定。

オンライン商談の 実施(通年)

- 広報の結果寄せられた引合いに対して、バイヤーと日本出品企業とのオンラインでの商談を個別にアレンジします。通訳が必要な場合は、各社様ご自身で手配願います。ゼロ通訳手配業者リストもご参照ください。

オンライン・オフライン イベントの実施

- COVID-19による渡航やイベントへの制限状況等を踏まえつつ、現地での展示会に合わせたハイブリッド型商談会(※日本よりオンラインでの参加)の実施や広報効果を高めるためのオンラインイベント実施を検討します。
- また、中国の現地市場動向等をより理解いただくためのセミナーや各分野毎のワークショップも企画します。

※全体スケジュール(現時点の想定)

セミナー・ワークショップテーマ: 商標・商習慣、EC、キャラクター、Z世代、
化粧・美容、雑貨・ファンシーショップ等

オンライン商談会・展示会:

06月 日用品・生活雑貨商談会(浙江国際輸入商品海淘汇)
※本事業の詳細は、後記スケジュール(P. 8) ご参照。

07月 アニメ・ゲームコンテンツ商談会(CCG EXPO)

<http://www.ccgexpo.cn>

※IP・コンテンツライセンス関連の商談を予定

08月 化粧品・美容関連用品商談会(中国有力プラットフォーム①)

09月 ベビー・マタニティ商談会

11月 日用品・生活雑貨商談会(中国国際輸入博)

12月 化粧品・美容関連用品商談会(中国有力プラットフォーム②)

※上記の他、展示会への広報出展、有力バイヤーとのオンライン商談会企画を検討しております。各イベントの詳細については、本事業募集締め切り後に採択企業にその都度ご案内いたします。

個別企業相談対応

■ 個別企業のマーケティング戦略作成支援を実施します。JETROの現地事務所がリテイ
ンしている専門家等を通じて、個別面談やレポート提供を行います。

※詳細は、参加者に別途ご案内しますが、ご利用企業者数を限定させていただく可能性
がありますので、予めご了承ください。

※本事業は、JETRO が実施する JapanMall 事業とは別の事業として、より多くのバイヤーに声掛けする形での
事業実施を行います。JapanMall 事業に既にご登録済みの参加希望の方におかれましては、別途事業参加
申込を頂く必要がございますので、予めご了承ください。

※オンライン商談は、バイヤーからの引き合い発生によりアレンジ・実施されます。お申込・ご参加頂いた場合でも商
談の発生をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

※バイヤーからの引き合い発生時には、出来る限り時間をアレンジの上で商談対応を頂きますようお願いいたします。

(参考) 2020 年度「ジェトロ・オンラインキャラバン(中国)」事業 広報資料

The poster is titled "Good Goods Japan" and "日本质优精品 线上巡展". It features a QR code and a grid of various Japanese products. The text on the poster includes "76家日本企业 200多件商品" and "JETRO JAPAN".

■参加者募集内容：

概要

募集締切：2021年5月24日（月）17時00分（日本時間）締切

※コンテンツ（IP）分野のみ5/31（月）17時00分（日本時間）まで締切を延長しました。

募集対象：日本国内に登録された中小企業事業者

募集規模：100社-150社程度を予定

対象分野

■日用品・生活雑貨（具体的には以下の分野などを想定）

- キッチン用品／調理器具等
- ホームウェア・家庭用雑貨
- バス・トイレタリー／衛生用品
- ベビー・子ども・マタニティ用品
- 化粧品・美容関連
- 工芸品
- ペット用品
- 文房具
- ファッション雑貨（鞆、財布、アクセサリー、靴等）
- キャラクターグッズ

■コンテンツライセンス（IP）

※日本のキャラクターIP・ブランドオーナー（ライセンサー）、ライセンシングエージェントによる参加を対象とします。

中国のバイヤーは、ライセンシーとなる（IP使用権を供与される）メーカー、小売業者、サービス業者、ライセンスエージェント、代理店等の業種に当たる方を想定しています。

出品申込時に、上記の中から希望カテゴリをご指定下さい。状況により、JETROにてカテゴリ区分や表記を変更する可能性がありますので予めご了承ください。

【出品商品に関する注意点】

- メーカー（ブランドホルダー）による直接参加または、メーカーから商談会参加に係る書面での委任を受け、バイヤーに対して販売授權書を発行出来る商品のみが出品対象となります。
- 予めブランド名称（商品名）が中国において商標登録済み（又は既に商標登録申請中）であることをご確認ください。他社が商標を取得している場合（冒認登録を含む）は出品対象とする事が出来ませんので予めご了承ください。

- 既に中国に販売代理店がある場合、これから中国に法人設立、代理店契約などの予定がある場合は申込時にお知らせください（p.7 記載の STEP 2 にて入力）。
- 食料品・飲料・農林水産品（健康食品・サプリメント）は本事業の対象外です。
- 中国へ輸入可能な商品、かつ輸送会社が取り扱える商品に限ります。
- 現地の規制を受ける、公序良俗に反する可能性がある、安全性が確保されていない商品の場合や、ニッチ分野・商品のためバイヤーとの商談が難しいと予想される場合は、ご参加いただけない可能性もございますので、あらかじめご了承ください。
- 希望出品物が対象分野・商品に該当するか不明な場合は、p.10 のお問い合わせ先までご連絡ください。

お申し込み資格・条件

1. 原則、中小企業基本法で定める日本国内の中小企業に該当かつ下記要件を満たす中小企業であること（定義については本項目後段参照）。※要件を満たさない場合はお問い合わせください。
2. 日本国内で生産された商品、もしくは日本企業の資本・技術などにより生産された商品であること。
3. 本書記載の事項、および巻末の「参加要領」（p.12）をよくお読みいただき、承諾・遵守いただけること。
4. 「対象分野」（p.4）に合致する商品の取り扱い企業で、現地の法令などに合致した商品の提供ができること。または、商談後速やかに当該対応がとれる企業であること。
5. オンライン商談には、出品物全ての商談について価格交渉などの権限を持って対応可能な方が参加いただけること。
6. 商談目的の参加であること。市場調査目的の方はご参加いただけません。
7. 事業実施地域（海外）への市場開拓に意欲的で、積極的に参加いただけること。
8. 現在、反社会的勢力（反社会的勢力の定義などは、巻末の「参加要領」（p.12）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

※本事業における中小企業の定義・要件は、下記（1）および（2）の定義・要件をともに満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。

（1）中小企業者の定義（資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業）

業種分類	資本金の額または出資総額	常時雇用する従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※常時雇用する従業員数には、事業主、役員数、臨時の従業員を含まない。

※法人格のない個人事業者によるお申込みについても、同様に判断します。

出所：<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

(2) 経済産業省の定める要件

- ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者ではないこと。
- ② 確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない中小・小規模事業者。

出品審査

- 本事業の趣旨、お申し込み資格・条件、対象分野に合致しているか、海外販路開拓を行うための体制が整っているかを確認させていただきます。※STEP 2（P.7）でご登録頂いた内容を基に審査を行います。
- 審査結果の理由についてはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 審査後は、合否にかかわらず申込者へ結果をメールで通知します。
- 申込多数の場合は、在中国で販路開拓を行う専門家やバイヤーの評価等を参考に、出品対象商品の絞込みを行う場合がありますので予めご了承ください。

お申込時の留意点

1. 参加のお申し込みは、現地法人（子会社）がある場合でも日本国内法人（本社など）からお申し込みください。お申し込みにあたっては、お申し込み方法（p.7）をご確認の上、JETROの指定する形式、方法にて期日までに完了してください。
2. 本事業への参加に関する規則は、本書および本書巻末の「参加要領」（p.10）によるものとします。本書に記載されていない事項は、同要領の定めに従うものとします。なお、本書と同要領に矛盾がある場合には、本書の記載内容を優先します。
3. 現地情勢など諸般の事情に鑑み、本事業が中止または延期となる場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
4. 本事業が中止または延期になった場合においても、本事業の参加のために参加者が支出した費用や本事業の中止または延期に起因、関連する一切の損害について、JETROはこれを負担しません。

参加費

無料（商品サンプルの輸送費用やイベント参加時の旅費、通信費等は参加各社の負担となります。）

JETROが負担する費用

- PR 特設ウェブサイト・カタログの制作費（中国語）
- 上記作成コンテンツをJETROが定める方法で宣伝する際の広告費用
- オンライン商談(初回)実施時の通訳費用（※商談継続時は原則として各社での負担となります。）
- 引き合い情報収集と提供、およびそのサポートに係る費用
- 現地での販路開拓、商取引に関するアドバイスに係る費用

■お申し込み方法

STEP 1 イベント申し込み

URL : <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0058573E>

上記ページから、必要事項を入力・送信してください。登録が完了後、確認の電子メールが送信されます。

※初めてのお申し込みの方は「お客様情報登録」（無料）が必要です。

STEP 2 企業情報・商品情報の登録

URL : <https://www.jetro.go.jp/form5/pub/far/caravan2021step2>

上記ページから、必要事項を入力・送信してください。登録が完了後、確認の電子メールが送信されます。

※アクセス後、1 時間以上「確認」ボタンがクリックされなかった場合、セッションアウトとなり、それまでに入力したデータが無効となります。先に項目をご確認いただき、あらかじめ回答をご準備いただくことをお勧めします。

※STEP 1 ～ 2 の全ての手続きが終わりましたら、お申し込み完了となります。

締切 : 5 月 24 日 (月) 17 : 00 (日本時間)

※コンテンツ (IP) 分野のみ 5/31 (月) 17:00 (日本時間) まで延長しました。

■スケジュール

2021 年	5 月上旬	参加募集開始
	5 月 24 日 (月) 17:00	申し込み締切
	5 月 27 日 (木)	出品審査
	5 月 28 日 (金) ※翌週 5/31 にずれ込む可能性もございます。	審査結果通知
	6 月 8 日-11 日	日用品・生活雑貨商談会 (浙江国際輸入商品海淘汇) ※詳細次項ご参照
	6 月	オンラインカタログ制作
	6 月下旬	特設ウェブサイト(オンラインカタログ)公開
	7 月	プレスリリース
	通年	各種イベントの実施
	~2021 年 3 月下旬	引き合い受付・オンライン商談実施

[第一弾 イベント情報]

本事業（中国ハイブリッド型キャラバン事業）におけるイベント[オンライン商談会・展示会]実施の第一弾として、以下展示会においてサンプル展示を伴うハイブリッド型のオンライン商談会を企画しました。

なお、今回のイベントに関しては、本事業お申込み企業の中で参加希望をいただいた皆様に審査結果通知のタイミングにて商品サンプルを即時お送りいただく必要がございますので、ご希望の企業におかれましては、事前準備いただきたく、ご留意ください。※下記イベント企画の詳細情報は、別途採択者にお知らせします。

■ 浙江国際輸入商品海淘汇 - Zhejiang International Import Commodity Fair 2021

日時：2021年6月8日（火曜）～11日（金曜）

場所：中国浙江寧波国際会議展覽中心内

見本市概要：

中国で最大級となるネット通販セール「618セール」の直前に浙江省寧波市で初めて開催される国際輸入博覧会。出展規模は約 10,000 m²に上り、多くの海外ブランドが参加予定。

以下ウェブサイト (https://www.broadexpo.com/page121?_l=en&article_id=170)

及び添付ご参照（英語、中国語のみ）

来場予定バイヤー：添付ご参照（英語、中国語のみ）

対象分野：日用品・生活雑貨

事業内容：ハイブリッド型オンライン商談会

（来場バイヤーに各社サンプルを手にとってもらい、オンライン商談をリクエストの上、実施。）

主催・共催：ジエトロ、浙江省商務庁、浙江運大国際会展有限公司

参加条件：

1) 出品企業数

・出展企業数を先着順で 30 社迄とさせていただきます。

2) 出品サンプルについて

・ご提供いただく出品サンプルについては、各社より最大 3 点までとします。主催者より出品対象外とされる商品もございますので、予めご了承ください。

・荷受人は、当該展示会運営会社である「浙江運大国際会展有限公司」の住所となる予定です。

3) 出品企業の条件

・原則、中国国内に代理店があること、あるいは商品自体が中国国内にあること。

※各社ご事情によるその他ケースについては、個別にご相談ください。

・中国 SNS アプリ・Wechat(微信)アカウントを持っていること。

・中国語で Wechat にてオンライン商談が可能なこと（翻訳ソフトの利用も可）。

4) カタログ作成に必要な情報をいただくこと。

・日本本社社名、企業概要（日本語 300 文字まで）、住所、電話、メールアドレス、ウェブサイト、担当者名、Wechat アカウント ID（代理店がある場合、代理店の電話、メールアドレス、担当者名、Wechat ID も必要）

・商品画像、名称、紹介文またはセールスポイント（100 文字程度）

・希望商談内容

※なお、オンライン商談に際しては、中国のバイヤーから通常求められる「商品の価格及び最小ロット数など」の情報を提供するために、出品商品のラインシートをご準備願います。
これら情報が記載されたラインシート（雛形自由）を事前にJETROにも共有いただいた場合、必要に応じて、関心のあるバイヤーにのみ、JETRO スタッフを通じてその場で提供します。

■ 本事業ご参加に当たっての注意事項

本事業ご参加に当たっては、以下の注意事項を必ずお読みください。

1. 商談を目的としない企業による参加は認められません。
2. 本事業中、バイヤーから寄せられた引き合いなどについては、JETROがオンライン商談を設定します。その後の商談は各参加者にてご対応ください（JETROが代理で商談を行うことはできません）。
3. JETROがインターネット上に出品物の画像、商品説明、会社・商品ロゴマーク、会社概要などを掲載すること、および当該情報をバイヤー招致のために活用することに同意ください（インターネット上でJETROが掲載する情報および実施する広告・宣伝活動などによって生ずる参加者の損害および不利益などについて、JETROは一切その責任を負いません）。
4. インターネット上での広報、広告などについては、商品の適性などを考慮しJETROで広告出稿対象や時期・回数を決定しますので、あらかじめご了承ください。
5. 展会場内の商品配置・レイアウトにつきましてはJETROに一任いただきます。
6. 展示品、商品サンプルなどは、参加者が準備・梱包してJETRO指定の期限内に指定場所（日本国内）に送付してください。
7. **本事業の成果把握などのためにJETROが実施するアンケート・商談記録の提出に必ずご協力ください。**
8. 参加者の企業名や商品情報を含む本事業結果および各種調査結果の公表にご同意ください。
9. 本事業参加に当たり、各出品物について必要な商標登録などの申請手続きを行うことをお勧めします。
10. 本案内書に記載している事業日程の詳細は、参加者決定後に別途ご案内します。今後変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
11. JETROは盗難や破損などの責任を一切負いません。
12. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、本展示会の開催地である中国は、7月3日時点で外務省感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）となっています。本事業は原則渡航を伴わない事業であるため、開催の方向での調整を行いますが、現地情勢などの諸般の事情に鑑み、JETROの判断により中止または延期となる場合がありますのであらかじめご承知おきください。本事業が中止または延期となった場合においても、本事業への参加のために出品者が支出した費用や本事業の中止または延期に起因、関連する一切の損害については、JETROはこれを負担しません。
13. 出品者の皆様の出品物の輸送等のご都合も踏まえ、実施または中止、延期の見通しについては、再度ご連絡を行う予定です。
14. 上記については、それぞれ、その後も現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

■ キャンセルについて

1. 出品審査による出品企業決定後は、原則としてキャンセルは受け付けておりません。
2. やむを得ない事情でキャンセルされる場合には文書にて辞退届を作成し、代表者印を押印の上、下記の海外市場開拓課担当宛（提出物送付先：〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階）まで送付してください。辞退届の受理を行ったタイミングにより、準備にかかった費用の実費を請求させていただく場合があります。

■ お問い合わせ先

日本貿易振興機構（JETRO）

1) 市場開拓・展示事業部 海外市場開拓課 薄木、西村、鈴木、林 宛て

TEL : 03-3582-5015 E-mail : MIB-QA@jetro.go.jp

2) デジタルマーケティング部 デジタルマーケティング課 濱田、田中、吉田 宛て

TEL : 03-3582-1671 E-mail : Content@jetro.go.jp

※日用品・生活雑貨分野は1)、コンテンツライセンス（IP）については2)が窓口となります。

■ お役立ち情報

知的財産権保護について

本事業参加に当たり、事業開始までに必要な商標登録を行うことをお勧めします。なお、商標登録費用、手続きは各社負担となります。商標登録などについては、下記サイトに関連情報を掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>

現地市場に関するお役立ち情報

【調査レポート】

・2020 年度 海外進出日系企業実態調査（中国編）（2021 年 3 月）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/ea34797062905099.html>

・2019 年の日中貿易（2020 年 4 月）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/7a3c80fbbd73f456.html>

・2019 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査-中国編-（2020 年 2 月）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/01/447cc23dba286aa1.html>

・日本企業の模倣品被害の実態と対策（2019 年 12 月）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/02/6479d51d5704f481.html>

・日系企業の中国国内販売における「落とし穴」と失敗事例（2019 年 3 月）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/02/cf73800c1b7a0256.html>

- ・2018 年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査 (2019 年 3 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/8cea41bd55a4ab53.html>
- ・2018 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査 (2019 年 3 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/a27d83f6e1cd38e6.html>
- ・2018 年の日中貿易 (2019 年 3 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/275fdb1f46d0f9f.html>
- ・中国の消費者の日本製品等意識調査 (2018 年 12 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/820261128897b417.html>
- ・上海化粧品市場・流通調査 (2016 年 3 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/0d50ec97763a76a8.html>
- ・【中国】ネットが小売市場を変革 (2016 年 2 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/80a31defa02423ab.html>
- ・【中国】高齢者ビジネスの先を見据えて (2015 年 10 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/e323f665dee01b1f.html>
- ・【中国】“爆買い”を中国内拡販につなげる (2015 年 7 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/4529c318ed651ed0.html>
- ・【中国】消費者からのクレームが多様化 (2015 年 1 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/07001921.html>

【動画レポート】

- ・人々が健康を求める事情 -上海からの現地レポート- (2021 年 01 月 14 日)
<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2021/01/16f6fbef5666c18a.html>
- ・ニューノーマルの消費をつかめ！ -JAPAN MALL で始める 海外 EC- (2020 年 07 月 16 日)
<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2020/07/c3cdba9c8174dfa7.html>
- ・展示会でもっと"魅せる" (2020 年 06 月 11 日)
<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2020/06/cbcde73ce49735e0.html>
- ・新型コロナウイルスの影響から立ち直った上海市各業界の様子 (2020 年 5 月)
<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/china/videoarchive/003.html>
- ・ママとベビーの中国市場 -ポスト「一人っ子政策」のチャンスを見る (2019 年 09 月 12 日)
<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2019/09/b3ad2148efa2ebb9.html>
- ・輸入に動く中国 -巨大博覧会に商機を見る (2018 年 12 月 13 日)
<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2018/12/6ab7e1f3b74a2755.html>
- ・特集 化粧品の激戦区 香港に挑む (2017 年 02 月 01 日放送)
<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2017/02/b825df04a4cdbf11.html>
- ・特集 中国ビジネスの進め方 -買い手の思い 売り手の思い (2016 年 11 月 30 日)
<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2016/11/6658a7282e8b4be4.html>
- ・特集 中国越境 EC -ポスト爆買いの新潮流 (2016 年 09 月 21 日)
<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2016/09/1d1bec0ff0eccd5a.html>

【ビジネス短信】

・ジェトロ ビジネス短信> アジア> 中国 （日々更新）

<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/asia/cn/>

【越境 E C に関する情報】

・海外における EC 販売プロジェクト - JAPAN MALL 事業

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/

・越境 E C 特集ページ ※特集「中国の越境 EC」（ジェトロセンサー2017年2月号）他、各種資料を掲載しています。

https://www.jetro.go.jp/themetop/crossborder_ec/

【貿易実務オンライン講座】 ※有料講座です

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。

「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。

企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

巻末資料：

参加要領

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）が実施するジェトロ デジタルハイブリット型キャラバン事業（中国）（以下「本事業」という）にご参加（以下「出品」という）いただく場合、本参加案内書および本参加要領の定めによることとします。

1. 用語の定義

本参加要領においての用語を以下の通り定義します。

- (1) 「イベント」とは本事業にて実施するジェトロ主催の現地市場視察、商談会、常設展示、ワークショップ・セミナー、広報活動などのことを指します。
- (2) 「出品物」とは上記「イベント」および商談用カタログ（電子ファイルを含む）に出品する商品を指します。
- (3) 商談会にはオンラインによる商談を含みます。

2. 出品者

出品者は、以下の資格・条件を満たす者のうち、ジェトロが適当と認めた者とします。

- (1) 中小企業基本法で定める日本の中小企業者であること。
- (2) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される事業者ではなく、且つ確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない事業者であること。
- (3) 日本国内で生産された商品、もしくは日本企業の資本・技術により生産された商品があること。

- (4) 本事業の「参加案内書」および本参加要領を承諾・遵守いただけること。
- (5) 原則として企画・製造業による直接参加であること。代理店参加の場合は、メーカー（ライセンスホルダー）から直接授権を受け且つ書面でメーカーからの事業参加意思につき確認が出来ること。
- (6) 出品物全てについて価格交渉など権限を持って対応可能な方が商談に参加いただけること。
- (7) 中国への市場開拓に意欲的であること。
- (8) 国内外の法令に反する業務を行っていないこと。
- (9) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (10) 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体でないこと。
- (11) 出品者内で本事業の担当者をご指名いただき、ジェットロからの書類作成依頼、問い合わせに迅速にご対応いただけること。
- (12) インターネット経由での現地バイヤーからの引き合い、問い合わせなどに対して出品者が積極的にご対応いただけること。
- (13) オンライン商談の際は、必要な出品物などを出品者にてお持ち込みいただけること。会場の規則などにより、事前に出品物を送付する必要がある場合は、ジェットロの指定する所定の会場に期日までに出品物の搬入を行うこと。
- (14) 本事業の成果把握などのためにジェットロが実施するアンケートに必ずご協力いただけること。
- (15) 出品者の企業名や商品情報を含む本事業成果および各種調査結果の公表に同意いただけること。
- (16) インターネット上に出品者の出品物の写真、商品説明、商品・会社ロゴマーク、会社概要、取引条件などを掲載することに同意いただけること。
- (17) 後記 1 5 . (1) に定義する反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

3. 出品物

- (1) 出品物は、安心・安全・高品質で機能性、デザイン性に優れた日用品・生活雑貨（雑貨、キッチン用品、化粧品、生活用品などの消費財）とします。ただし、次に該当する物は禁止または制限します。
 - (a) イベント開催地域の輸入禁止品目
 - (b) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - (c) 特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはその恐れがある物
 - (d) 現地の規制を受ける物、通関手続きに時間がかかり本

事業実施に間に合わないことが予想される物

- (2) 出品物は、ジェットロの審査に通過し、かつジェットロが参加するイベントの会場・主催者が適当と認める商品とします。
- (3) バイヤーが見つかりづらい商材の場合、出品をお断りする可能性があります。

4. 出品物の単位、数量

- (1) カタログなどに掲載する出品物、現地に輸送する出品物については、出品案内書に定める数量を最大とし、カタログの商品と輸送する商品が一致するものとします。ただし、形状、材質、サイズ、カラー、価格などが異なるものでも同一商品であれば 1 品目とします。
- (2) 会場へ送付する出品物の容積が極端に大きな場合など、ジェットロの判断で出品数量を調整する場合があります。

5. ジェットロの費用負担

本事業実施にあたり、ジェットロは次の費用を負担します。

- (1) ハイブリッド型商談実施に係る各種広報費用、装飾およびジェットロ所定の基本備品
- (2) ジェットロが雇用する通訳・会場補助員備人
- (3) 出品物の輸送費（中国国内指定場所における事業実施会場への輸送。日本への返送は行わない）
- (4) ジェットロ所定の一般的な事業広報
- (5) 参加企業合同の商談用カタログの製作費
- (6) 出品者リスト、会場案内などのパンフレット作成費
- (7) 本事業に係る引き合い情報の収集と提供、関連プロモーションに係る費用
- (8) 現地での販路開拓、商取引に関するアドバイスに係る費用

6. 出品者の費用負担

- (1) 参加費：参加案内書で定めます。
- (2) 参加費以外に別途出品者の負担となる主な費用には次のものがあります。なお、前項 5 . で明示していない費用は、全て出品者負担となります。
 - (a) 出品物をジェットロが指定する場所に搬入するまでの費用
 - (b) 出品物を第三国から指定場所に輸送する際、および日本や第三国へ輸送する際に要する再梱包費用、通関諸費、輸送費、関税、消費税、貨物保険料および通関後の保管料
 - (c) 出品物の処理（返送、寄贈、転送、廃棄など）に要

- する輸送費、通関費、貨物保険料および廃棄費用
- (d) ジェトロが定める範囲を超える通訳、商品説明員などの
傭人費
- (e) 出品者の渡航費および滞在費、現地での移動費
- (f) 出品者希望による催事(プレゼンテーション、ワークショッ
プなど)の開催費(会場費、設備費、通訳費など)
- (g) 商標登録に係る費用
- (h) 海外での製品事故にも適用される生産物賠償責任
(PL)保険への加入費用

7. 出品の取り決め

- (1) 参加申し込みは、参加案内書および本参加要領に定める
所定の期日までに、ジェトロ所定の様式に所要事項を記
入の上で行うものとします。
- (2) 申し込みは日本国内の法人から手続きを行うこととします
- (3) ジェトロは、有料イベント開催に際しては、様式「参加申込
書・承諾書」と参加費支払い請求書を出品者宛てに送
付し、その後、出品者が参加費をジェトロに支払うことによ
り、正式に参加が承諾されたものとします。
- (4) 参加申し込みがジェトロの計画規模を超える場合は、所
定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (5) ジェトロの計画規模を超えた場合、あるいは出品内容など
が適当でないと認められる場合は、出品申し込みをお断り
する場合があります。なお、出品確定後、出品者の都合で
出品の取り消し、または変更、もしくは出品物の大幅な変
更が生じた場合は、出品者は書面をもってジェトロの承諾
を得ることを条件とします。
- (6) 正式な申し込み後の取り消しは原則として受け付けており
ません。申込者の都合により申し込みを取り消す場合、必
ず書面を送付してジェトロの承諾を得ることとし、参加費の
受領如何にかかわらず、ジェトロが書面を受領した日付を
もとに当該期日までにかけた諸経費をジェトロは申込者
に対して請求できるものとします。

8. オンラインカタログ、イベント会場での展示装飾

- (1) オンラインカタログの様式、会場の形態はイベントごとにジェ
トロおよび業務委託先にて定めます。
- (2) 会場内の構成、基本的設計・デザイン、会場の配置、基本
装飾(施設、備品など)は全体の統一・調和を図るため、ジ
ェトロが企画し、施工します。
- (3) 出品物の英語・中国語表記(商品名含む)は原則とし

て出品者が申込時に登録した表記とします。

- (4) 出品者が持ち込んだ/送付した自己装飾資材などで、全
体の調和、統一を阻害したり、他の出品者の迷惑になっ
たりするような物は、撤去することがあります。
- (5) 前各号の定めによらず、展示装飾などで支障が生じた場
合、ジェトロは一切その責任を負いません。

9. 出品物の管理ならびに責任

- (1) ジェトロは盗難や破損などの責任を一切負いません。
- (2) 次のような特別な出品物についても出品者の責任で対応
することとします。
 - (a) 製造物責任(PL)に関連する物品
 - (b) 高価格品など

10. 事業終了後の出品物の処理

- (1) 出品物の返送は行わず、処分いたします。
- (2) 出品物を、ジェトロおよび業務委託先に無断で会場外へ
持ち出すこと、あるいは第三者への贈与、引き渡すことは禁
止します。

11. 第三者との紛争など

- (1) 出品者は、次の各号に掲げる紛争などが生じたときは、出
品者の責任と費用負担により、これを解決または第三者
に対しその損害を賠償するものとします。
- (2) イベントへの参加に伴い、第三者との間に紛争が生じまたは
第三者に損害を与えたとき。
- (3) 出品物の瑕疵により、第三者との間に紛争が生じまたは第
三者に損害を与えたとき。
- (4) 出品物に関し、第三者との間に特許権、実用新案権、意
匠権、商標権などの産業財産権もしくはノウハウまたは著
作権上の権利侵害などにより紛争が生じまたは第三者に
損害を与えたとき。

12. イベントの開催中止など

- (1) ジェトロは次号などの場合、イベントの開催を取り止めるこ
とができることとします。
 - (a) 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェトロの責任
に帰することのできない事由が生じた場合
 - (b) 開催期日、方法などの開催条件において大幅な変更が
生じた場合
 - (c) 外交関係、経済関係などのやむを得ない事由により、ジ

ゼロとしてのイベントの開催が不適當もしくは不可能となった場合

- (2) 前号の場合、ゼロは事情に応じて参加費の精算、出品物の措置などについて速やかに定め、出品者はそれに従うものとします。

1 3. 出品承諾、取り決めの無効および解除

- (1) 出品者がゼロの定める出品者資格を有しないことが判明した場合、出品承諾後であってもいつでもゼロはそれを無効とできることとします。なお、この場合、出品者は出品資格喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についてゼロに請求できないこととします。
- (2) ゼロは、出品者が本事業の参加案内書および本参加要領に違反した場合、出品の取り決めに解除できることとします。なお、これにより損害が生じた場合、ゼロは賠償請求が可能なこととします。

1 4. 参加要領外事項

- (1) 本参加要領にない事項および補足事項などは本事業の「参加案内書」に定めます。
- (2) 本参加要領に定めのない事項が発生した場合、ゼロはその対策を決定することができるものとします。
- (3) 前号の場合、ゼロは速やかに出品者に通知するものとし、出品者はゼロの決定した対策に従うものとします。

1 5. 反社会的勢力の排除

- (1) 出品者は、ゼロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などまたはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
- (a) 親会社など、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- (b) 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理

人、媒介者を含む。）とすること。

- (c) 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- (d) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、または、今後行う予定があること。
- (f) 自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する違法行為を行うこと。
- イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてゼロの信用を毀損し、またはゼロの業務を妨害する行為。
 - ホ 前各号に準ずる行為。
- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 出品者が、前項の表明および保証に反して、反社会的勢力あるいは前項(a)～(g)に該当することが判明した場合、ゼロは事前の通知などなしに、事業参加の承諾ならびに出品の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出品者からの参加費の償還請求には応じられません。
- (3) 前項1 5. (2)の定めに基づき、ゼロが出品の取り決めに解除した場合、出品者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもゼロに請求できないこととします。
- (4) 上記1 5. (2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出品者が、上記1 5. (1)の表明および保証に反したことに起因してゼロに損害が生じた場合、ゼロはその被った損害について出品者に対し賠償請求が可能なこととします。

1 6. 免責

- (1) ゼロは設営準備・会期・撤去の期間中の事故についての責任を一切負いません。
- (2) 本参加要領1 2. 「イベントの開催中止など」および1 4. 「参加要領外事項」の場合、これにより生ずる出品者の損害および不利益などについて、ゼロは一切その責任を負いません。

お問い合わせ先:

日本貿易振興機構（ゼロ）

市場開拓・展示事業部 海外市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

電話：03-3582-5015（直通）